業務用ロボット　レンタルサービス利用規約

第１条(総則)

1.本規約は、株式会社ＵＳＥＮ－ＡＬＭＥＸ(以下、「当社」といいます。)から、業務用ロボットのレンタルサービス(以下、「本サービス」といいます。)の提供を受ける法人または個人事業主(以下、「契約者」といいます。)に対して適用される条件等を定めるものです。

2.当社は、いつでも、本規約を変更できるものとします。ただし、この場合、当社は、本規約を変更する旨と変更後の本規約の内容およびその効力発生日を、相当な期間を設けたうえで契約者に対して通知し、当社のウェブサイトに掲載するものとします。契約者が、本規約の変更の効力発生日後に本製品(次条に定義します。)を利用した場合、当該契約者は変更後の本規約に同意したものとみなします。

第２条 (定義)

本規約に定める用語の定義は、以下の通りとします。

(1)「本製品」とは、業務用ロボットの機体本体部分(ハードウェア)をいいます。

(2)「開発者」とは、業務用ロボットの製造開発元企業をいいます。

(3)「本ソフトウェア」とは、開発者によって開発され、本製品に組み込まれた、自律走行および運転機能(これに関連する通信機能および各種表示機能を持つプログラム等を含みます。)を持つソフトウェアおよび開発者が提供するクラウドサービスをいいます。当社は、契約者の申込み内容に基づき、クラウドサービスを使用して本製品に契約者情報を紐づけ、本製品を動作可能な状態に設定します。契約者は、原則として、クラウドサービスを直接利用することはなく、当社を通じて利用します。（サイネージの設定等を契約者が直接行うことができる一部の機種を除きます。）

(4)「付属品」とは、当社が本製品と共に契約者へ提供する製品で、本契約終了時に当社へ返却が必要なものをいいます。

(5)「提供品」とは、当社が本製品と共に契約者へ提供する製品で、本契約終了時に当社へ返却が不要なものをいいます。

(6)「消耗品」とは、当社が契約者へ定期配送する製品で、本契約終了時に当社へ返却が不要なものをいいます。

(7)「仕様書」とは、本製品の取り扱いマニュアルの総称をいいます。仕様書には取り扱い方法、注意事項、本製品の品質基準等を含みます。

(8)「保守サポート」とは、本製品の故障時の保守対応、無償交換品提供、有償交換品提供、有償修理、問い合わせ対応および本ソフトウェアの利用に関するサポートをいいます。

(9)「一次販売代理店」とは、別紙に定める日本国内における本製品の一次販売代理店として開発者から指定を受けた会社をいいます。

第３条 (本サービスの内容)

本サービスの内容は、以下の通りです。

(1) 本製品のレンタルサービス
　対象となる本製品および付属品の一覧は、別紙で規定します。

(2) 本ソフトウェアの利用に必要なライセンスの提供

(3) 保守サポート

(4) 消耗品の定期配送
　対象となる本製品および消耗品の一覧は、別紙で規定します。

第４条 (契約の申込および成立)

1.本サービスの利用を希望する者(以下、「申込者」といいます。)は、本規約の内容に同意のうえで、当社に当社所定の申込書を提出することにより、本サービスの利用申込を行うものとします。

2. 申込者による申込後、当社が当該申込を承諾したときに、申込書記載の申込日に遡って本サービスの利用契約(以下、

「本契約」といいます。)が成立するものとします。

3. 当社は、申込者または契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申込を承諾せず、または申込の承諾を撤回することがあります。この場合、本契約は遡って無効となります。なお、当社は、本項に基づく撤回に起因して、申込者、契約者またはその他の第三者が損害を被った場合でも、何らの責任を負わないものとします。
   (1) 当社が提供する他のサービスに違反し、その料金もしくは費用等の支払いを過去または現に怠り、または怠るおそれがあるとき
   (2) 当社または当社が指定する第三者の与信基準を満たさなかったとき
   (3) 本規約に違反し、または違反するおそれがあるとき、または過去に当社との間で締結した他の契約に関し違反した事実があるとき
   (4) 申込にあたり、虚偽の届出をしたときまたは当社の指定する書類を提出しないとき
   (5) 本製品を利用する場所の環境・管理状況により、本サービスの提供に支障をきたすと当社が判断するとき
   (6) 申込者と契約者が同一ではないとき
   (7) その他、上記各号に準ずる場合で、申込を承諾することが不適当であると当社が判断したとき

第 5 条(契約期間)

1. 本契約の契約期間は、本製品の納入が完了した日が属する月の翌月を起算月として 36 か月間が経過する月までとします。
2. 契約期間満了日の 2 か月前までに契約者と当社のいずれからも意思表示がない場合、本契約の契約期間は、満了月の翌月を起算月として更に 12 か月間更新されるものとし、以降も同様とします。
3. 契約者が、第 28 条に基づき本サービスの利用を一時休止した場合、当該一時休止期間は第 1 項の契約期間の算定に含まないものとします。

第 6 条 (レンタル料金の支払い)

1. 本製品の月額レンタル利用料金(以下、「レンタル料金」といいます。)は、申込書に記載のとおりとし、利用開始日の属する月の翌月 1 日から利用終了日の属する月の末日まで発生するものとします。
2. 契約者は、レンタル料金を、申込書に記載の方法に従い、申込書に記載の支払日までに支払うものとします。
3. 振込手数料等の費用がかかる場合は、契約者が負担するものとします。
4. 当社は、契約者から支払われたレンタル料金を、本規約に特段の規定がある場合を除き、返還しません。
5. 契約者が当社に対するレンタル料金の弁済を怠ったときは、契約者は、当社に対し、支払期日の翌日から完済の日まで、遅延した金額について、年 14.6%(年 365 日日割り計算)の利率による遅延損害金を支払うものとします。

第 7 条 (本製品の納入)

1. 本製品の納入方法、納入場所、納入期日その他本製品の納入に関する一切の事項は、申込書に記載の通りとします。
2. 当社は、納入期日までに、納入すべき数量の本製品を納入することができない場合、履行遅延の理由および変更後の納入期日について、速やかに契約者へ通知するものとします。この場合、当社は、当該変更後の納入期日までに本製品を納入できるよう最善を尽くすとともに、その進捗等を随時契約者に報告するものとします。
3. 本製品の納入遅滞が生じた場合、当社にやむを得ない事由があるときは、当社の申出により、契約者は本製品の納期につき相当の日数の延長を認め、当社の当該遅滞に起因する責任を免責するものとします。

第 8 条 (本製品の検査)

1. 契約者は、外観および機能の検査により、本製品の契約不適合を発見した場合、納入日から 5 営業日以内に、当社に通知するものとします。
2. 当社は、前項の通知を受けた場合、当社の裁量により本製品の交換または本製品における契約不適合にかかる部分の交換その他の必要な措置を講じるものとします。
3. 契約者は、数量確認の結果、本製品の数量不足または超過が判明した場合、納入日から 5 営業日以内に、当社に通知し、数量不足分の補充の請求または数量超過分を当社の費用および責任において引き取る請求をするものとします。

4. 契約者が、本条第 1 項および第 3 項に定める期日までに、当社に対し検査結果を報告しなかった場合、納入された本製品は、当該期間の経過をもって、検査に合格したものとみなします。

第 9 条（危険負担）

本製品の納入前に、契約者の責によらない事由により本製品に滅失または毀損が発生したときは、当社の負担とします。また、本製品の納入後に、当社の責によらない事由により本製品に滅失または毀損が発生したときは、契約者の負担とします。

第 10 条（権利の帰属と非侵害の保証）

1. 本サービスのうち、本製品と付属品にかかる所有権は当社に帰属し、提供品にかかる所有権は、当社の契約者に対する提供品の引渡し完了をもって契約者に帰属します。
2. 本製品および本ソフトウェアにかかる知的財産権は、当社または開発者等の権利者に帰属し、本サービスの利用により、契約者に譲渡され、または移転等されるものではありません。契約者は本サービスの利用において、当該権利者の権利を侵害し、または権利者に損害を与える可能性のある行為を一切行わないものとします。
3. 契約者は、本製品の製造者または開発者等の権利者の権利を侵害し、または権利者に損害を与える可能性のある行為を一切行わないものとします。

第 11 条（本製品の使用および保管）

1. 契約者は、保守サポートに含まれる本製品のリモートメンテナンスや走行データの提供に必要な電気通信の利用環境を自らの費用と責任で調達し、管理、保持するものとします。
2. 本製品の利用に必要な付属品および提供品は、当社が指定するものを使用するものとします。当社が指定する付属品および提供品以外を使用したことによる本製品および本ソフトウェアの不具合について、当社は何らの責任を負いません。
3. 契約者は、当社が提示する説明書、使用マニュアル、ガイドライン、安全上のご注意、その他の指示に従い本製品を使用し、管理および保管するものとします。

第 12 条（広告宣伝）

契約者が、本製品の広告宣伝（不特定多数に向けての情報伝達手段となる新聞、雑誌、テレビ、WEB などのメディアに掲載する宣伝を指します。）を行うにあたり、当社、開発者または本製品の製造者が保有する商標等を使用する必要がある場合は、事前に当社に書面で通知し、当社の承諾を得なければならないものとします。当社の承諾なしに契約者が商標等を使用して広告宣伝を行った場合、当社は直ちに当該広告宣伝を禁止することができるものとします。

第 13 条（禁止事項）

1. 契約者は、本契約の契約期間中、以下の行為を行ってはならないものとします。
   (1)本製品を日本国外へ持ち出すこと、または日本国外で使用すること
   (2)本製品を当社に無断で第三者に貸与し、または第三者と共同利用すること
   (3)契約者とは別の法人または個人による本製品、本ソフトウェアの使用、本製品を利用していない者による本ソフトウェアの使用
   (4)当社が承認した目的以外で本製品、本ソフトウェアを使用すること、本製品の分解または改造など本製品の説明書・マニュアルで禁止されている方法で使用すること
   (5)開発者や当社が承認した場所以外の濡れた床で本製品を使用すること
   (6)本製品に故意に液体をかけたり、雪・氷・水・湿気にさらすこと
   (7)当社の事前の承諾を得ずに、マッピング修正を行うこと
   (8)商標、機体シリアルナンバー、技術認証表示などの剥離、汚損・毀損、その他判読できない状態にすること
   (9)本ソフトウェアおよび本ソフトウェアにかかるプログラムの複製、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、ソースコード導出の試み、暗号化、修正または二次的著作物の創造、データの抽出および公開を

すること

(10)当社または開発者が保有する商標権、特許権、著作権等の知的財産その他法令上または契約上保有する権利を侵害する行為

(11)当社もしくは開発者の信用または権利を毀損・侵害する行為、または他人に対するいやがらせ、もしくは誹謗中傷を目的とする行為

(12)本製品の運営または利用を妨害し、当社または開発者に対し支障を与える行為

(13)法令に違反する行為、公序良俗に反する行為、その他前各号のいずれかに該当する行為を助長する行為

(14)申込書に記載された本製品の設置対象店舗(以下、「対象店舗」といいます。)以外の場所における本製品の使用

(15)その他、当社が不適切と判断する行為

2. 当社は、契約者が前項の禁止行為に該当する行為を行った場合、本契約に基づく一切の責任を免れるとともに、本サービスの提供を停止することができるものとします。

第 14 条 (保守・サポート)

次の各号に定めるものは保守サポートの適用対象外とします。

(1)開発者および当社が指定する使用条件等に従わずに、不適切な設置、使用、操作を行ったことによる故障・破損

(2) 不正改造や分解等による故障・破損

(3) 契約者が自ら修理を行ったことによる故障・破損

(4) バッテリーパック・充電器の不適切な使用による故障・破損

(5) 安全負荷重量を超えて使用したことによる故障・破損

(6) 付属品や提供品に生じた不具合や損傷

(7) 契約者の都合による二次的なオンサイト展開または設置・試運転などのサービス

(8) 不可抗力(地震、盗難等)による故障・破損

(9) 経年変化あるいは使用損耗により発生する現象で、通常使用に支障の無い部分で経年劣化の範囲に相当するもの（外装品・塗装面等のヘタリ、劣化、錆、腐食、外観上の損傷・汚損、その他類似の事由等）

第 15 条 （マッピング修正および本製品の移設）

1. 本製品のマッピング修正を希望する場合は、原則として当社へ依頼するものとします。

2.本製品を既存の納入場所から別の場所へ移設する場合、契約者は当社に対し、当社所定の「移設申込書」を提出することによって、本製品を移設できるものとします。移設申込書は、本製品の移設を希望する日の 1 ヶ月前までに当社に提出する必要があります。

3.本製品の移設は、原則として当社が行うものとします。この場合、契約者は当社に対して、移設に伴う費用(搬送費やマッピング修正費等を含みます。)を、移設申込書に定める支払方法により支払うものとします。

4.前項の定めにかかわらず、契約者が自ら本製品の搬送を行うことを当社との間で取り決めた場合、移設に伴う費用のうち、搬送費の支払いは不要とします。なお、契約者が当社に通知することなく、本製品を移設した場合は、保守サポートの保証対象外とします。

5.本製品の移設および契約者の依頼に基づき当社が行ったマッピング修正に関し、当社の責めに帰すべき事由によるものを除き、契約者に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

第 16 条 (本製品毀損時等の連絡)

1. 本製品および付属品の毀損、紛失、盗難、汚損、火災、または浸水等の事故が生じた場合、契約者は速やかに当社が指定する問い合わせ窓口に連絡するものとします。

2. 前項のほか、本製品および付属品の不具合にかかる問い合わせ、故障修理等の依頼は、当社が指定する問い合わせ窓口に連絡するものとします。(以下、前項および本項の対象となる本製品および付属品を総称して「故障品」といいます。)

3. 当社は、前二項の連絡に基づき故障品を受領した後、無償交換と有償修理等のいずれの対応になるかについて判断の上、契約者に連絡するものとします。当社は、有償修理等となる場合には、その旨および有償修理等の内容につ

いて、契約者に対して事前に説明するものとします。

第 17 条 (無償交換)

1. 本製品の本体または付属品および消耗品について、第 8 条(本製品の検査)の検査の結果の通知を受け、当社が初期不良または自然故障に該当すると判断した場合、原則として、無償で交換対応を行います。(以下、本製品の本体または付属品および消耗品を「無償交換対象品」といい、無償交換後の本製品または付属品および消耗品を「無償交換品」といいます。)ただし、第 18 条(有償修理等) に該当する場合は、この限りではありません。
2. 当社が初期不良に該当すると判断した場合に限り、無償で交換対応を行います。ただし、第 18 条（有償修理等）に該当する場合は、この限りではありません。初期不良による無償交換対象品の交換を希望する場合は、無償交換対象品の納入から 14 日以内に当社が指定する問い合わせ窓口に申告を行うものとします。期限内に申告が行われなかった場合、当社は、理由の如何を問わず、交換対応を行いません。
3. 当社は、前二項に定める交換対応を、契約者からの無償交換対象品に関する交換依頼を受けた場合に限り、行うものとします。
4. 契約者は、無償交換対象品の交換に関し、次の事項を遵守し、予め承諾するものとします。
   (1) 当社は、前条に定める契約者からの交換依頼の連絡(以下、「交換依頼」といいます。)を受領した時点では、有償修理等となるか否か、また有償修理等になる場合の金額につき、判断や通知を行うことはできないため、申告時点において、有償修理等が発生した場合に契約者がその修理費用を負担することに承諾した場合のみ交換が受けられることとします。
   (2) 無償交換品の発送にあたり、取扱説明書で推奨されていないものを含む付属物等が付着していた場合、契約者の責任においてこれを取り外すものとします。なお、万が一、付属物等を取り外さずに発送した場合、当社は、契約者が、当該付属物等の所有権を放棄したものとみなします。
   (3)無償交換品は、故障品と同等の性能を有するものとし、交換品の使用年数および外観が同等であることを保証するものではありません。
   (4) 無償交換品が故障品のファームウェアのバージョンと同一のバージョンではない場合または故障品の後継機へ交換する場合、故障品のファームウェアのバージョンで正常に使用できたことが、交換品では正常に動作しない場合があります。
   (5) 故障品および無償交換品の配送については、当社指定の配送方法を採用するものとします。契約者は、故障品の配送方法の指定、および持込修理の依頼をすることはできません。
   (6) 無償交換品を配送する際の配送費、並びに交換品を配送する際の配送費については、当社が負担します。
5. 契約者は、無償交換品について初期不良があることを発見した場合、両者協議の上で更なる交換を当社に対して請求することができるものとします。この場合、契約者は、無償交換品到着から 14 日以内に当社が指定する問い合わせ窓口に申告を行うものとします。期限内に申告が行われなかった場合、当社は、理由の如何を問わず、交換対応を行いません。
6. 契約者は、故障品と交換品（次条の有償修理における交換品を含みます。）の交換を配送で行う場合、無償交換品を受領した日から 4 週間以内に故障品を当社指定場所へ返却するものとします。

第 18 条 （有償修理等）

1. 当社は、故障品を受領後、故障品の状態を確認し、次の各号のいずれかを原因とする故障または損傷であると判断した場合、原則として、有償で修理または交換等(以下、「有償修理等」といいます。)を行うことができるか検討するものとします。なお、当社が有償修理等を行うことができないと判断した場合は、速やかに契約者へ連絡するものとします。
   (1) 契約者または第三者の故意または重過失もしくは法令違反
   (2) 取扱説明書等に記載の使用方法および注意事項に反する利用
   (3) 飛行機機内への持ち込みや、海外での利用
   (4) 火災、水害、落雷、凍結、その他の天災等当社の責に帰すべき事由によらない場合
   (5) 当社以外の者が、修理・改造・塗装等を行った形跡があると当社が認めた場合

(6) 故障の原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかとなった場合
(7) その他契約者の責めに帰すべき事由に起因する場合

2. 当社は、契約者に対し、有償修理等が発生した場合の本製品または付属品の修理費用を請求するものとし、契約者は、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関の口座へ振込み、修理費用を支払うものとします。なお、振込みに係る手数料は、契約者の負担とします。

第 19 条（消耗品の配送）

1. 当社は、別途当社が定める時期および方法により、本サービスの利用に必要な消耗品を定期配送いたします。なお、消耗品の配送にかかる費用は当社の負担とします。
2. 消耗品の定期配送の対象となる本製品、消耗品の種類、交換時期の目安は別紙に定めるとおりとします。ただし、当社は、消耗品の品質向上等のために、変更後の内容を事前に契約者へ通知することで消耗品の定期配送の対象となる本製品、消耗品の種類、交換時期の目安を変更することができるものとします。
3. 第 1 項の定めにかかわらず、配送先または配送時期の変更等契約者の都合により発生した追加費用については、契約者の負担とします。

第 20 条（問い合わせ窓口）

1. 契約者は、当社に対して問い合わせを行う場合、契約者名、対象店舗名または施設名、連絡先、問い合わせを行う担当者名等の情報を当社に対して通知するものとします。
2. 当社の問い合わせ窓口の対応時間は、次の通りとします。
   365 日 10:00～22:00

第 21 条 （重大事故）

契約者は、重大事故(本製品に関して発生し、または発生するおそれのある法令違反、製品事故、誤接続、誤課金、顧客情報漏洩および脆弱性等の被害が重大な事象)が発生した場合、直ちに当社へ連絡するものとし、重大事故への対応について当社からの要請があるときは、これに応じて協力するものとします。

第 22 条 （アップデート）

1. 契約者は、開発者等がいつでも本ソフトウェアのアップデート、バージョンアップ、その他改変(以下、「アップデート等」といいます。)を行う権利を保有しており、これらの権利の行使について事前に通知されないことを承諾するものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、開発者によるアップデート等により、本製品の仕様、品質または機能等が変更になる場合、当社は可能な限りすみやかに、その旨および変更後の内容を、契約者に通知するものとします。ただし、契約者による本製品の通常の使用に影響を与えない軽微な変更はこの限りではありません。
3. 当社は、開発者によるアップデート等の目的が、本製品に生じている問題を解決するものである場合、アップデート等の実施後の本ソフトウェアのインストール、再起動を行うよう、契約者に依頼することができるものとします。

第 23 条 （データ利用）

1. 契約者は、サービスの適正な運用のため、当社、開発者および開発者が指定する第三者が、機体本体および本ソフトウェアの利用により得た情報(走行情報、マップ等)を閲覧、処理、保管・管理することを、あらかじめ承諾するものとし、契約者以外の利用者が存在する場合は、当該利用者に承諾させるものとします。
2. 当社および開発者は、本契約終了後も、前項の情報を匿名化したうえで保有し、利用できるものとします。

第 24 条 （免責）

1 当社は、本製品に製造物責任法第 2 条第 2 項に定める欠陥がないこと、およびバグ等の瑕疵その他の不具合が存在しないことを保証しないものとします。
2. 当社は、自己の故意または重大な過失に起因する場合、または本規約に別段の定めがある場合を除き、本製品の有

用性、正確性および完全性等について、明示または黙示にも一切保証をするものではなく、本製品の変更、中断、停止もしくは廃止、その他本製品に関連して発生した契約者の損害について、損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

3. 当社は、保守サポートの内容変更、中断、停止もしくは廃止、その他本製品に関連して発生した契約者の損害（本製品に付着した汚れが走行跡に付着した場合など）について、損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。
4. 当社は、契約者または契約者の依頼に基づき当社が行ったマッピングに従い本製品を利用した場合や、契約者が行った本製品の設定変更に起因して生じた事故または契約者や第三者に生じた損害について、損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。ただし、当社がマッピングを行った場合で、当該事故または損害の発生原因が当社の故意または重過失に起因するときはこの限りではありません。
5. 当社は以下の各号の事項については一切の責任を負わないものとし、契約者が自己の責任で解決するものとします。
   (1) 契約者が本規約に違反した結果、契約者および第三者に生じた損害
   (2) 情報の消失等により生じた契約者の損害

第 25 条 （不可抗力）

1. 天災地変、戦争、暴動、内乱、火災、停電、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関または仕入元の事故・破産等、その他当社の支配が及ばない事由による本契約の履行遅滞または履行不能について、当社は責任を負わないものとします。ただし、本契約の履行遅滞または履行不能が生じた場合、当社は、その旨を直ちに契約者に通知するものとします。
2. 前項の事由が 1 ヶ月以上継続し、当社が本契約に基づく履行が不可能と判断する場合は、その旨契約者に通知したのち、当社と契約者で協議の上、本契約の解除等の措置を講じることができるものとします。

第 26 条 （損害賠償）

1.契約者は、本契約に基づく債務の履行、不履行または自己の責により本契約に違反し、当社に損害を与えた場合、当社に対し、現実に生じた直接かつ通常の損害について賠償する責任を負うものとします。ただし、自己の責に帰すことのできない事由から生じた損害、間接損害、特別損害、逸失利益、派生的損害および付随的損害については、賠償責任を負わないものとします。
2. 契約者は、本製品または付属品を毀損した状態で返却した場合または滅失、紛失、盗難その他の理由により返却できない場合、損害金として 3 ヶ月分のレンタル料金に相当する金額を支払うものとします。
3. 当社が契約者に対して負う損害賠償の累計総額は、債務不履行（契約不適合責任を含みます）、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、帰責事由の原因となった申込書に基づく本契約について当社が契約者から受領済みの料金の額を限度とします。

第 27 条 （第三者への委託）

当社は、本契約に基づく自己の業務を遂行するため、自己の責任において第三者(当該第三者が再委託する第三者等を含み、以下、「委託先」と総称します。)に業務を委託することができます。ただし、当社は、委託先に対し、第 31 条に定める当社の秘密保持義務を含めた本規約に定める当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第 28 条 （本サービス利用の一時休止）

1.契約者は、対象店舗の長期休業(1 ヶ月以上休業する場合をいいます。)や改装(1 ヶ月以上を要する場合をいいます。)を理由として、本サービス利用の一時的な休止(以下、「一時休止」といいます。)を希望する場合、一時休止希望日の属する月の前々月末日までに当社に一時休止希望日および一時休止希望期間を通知し、当社の承諾を得るものとします。ただし、一時休止期間は 1 ヶ月以上かつ 6 ヶ月を超えない月単位で期間を定めていることとします。
2. 当社は、前項により契約者の一時休止を承諾した場合、契約者に対し、休止期間開始日が属する月からレンタル料金の請求を停止するものとします。
3. 当社は、第 1 項に基づく一時休止期間が満了した場合、満了月の翌月からレンタル料金の請求を再開するものとしま

す。

第 29 条(契約の解約)

1. 契約者は、本契約の解約を希望する場合、解約を希望する日が属する月の前々月末日までに当社所定の方法により当社に通知するものとします。
2. 契約者は、前項に基づき本契約を中途解約する場合、当社の請求に従い、契約期間の残期間分のレンタル料金に相当する額の解約違約金を支払うものとします。

第 30 条 （契約解除）

1.当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当した場合、何ら催告をすることなしに、本契約を解除することができるものとします。
   (1) 契約者が本契約に違反した場合において、当社が相当な期間を定めて当該違反事由の解消を求めたにもかかわらず、解消しなかったとき
   (2) 財産につき差押、仮差押、仮処分もしくは競売の申立てを受け、または租税滞納処分を受けたとき
   (3) 支払不能もしくは支払停止に陥り、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、または特別清算の申立てがあったとき
   (4) 営業の廃止もしくは変更、または合併によらない解散の決議をしたとき
   (5) 振出しまたは裏書した手形、または小切手の決済ができなかったとき、あるいは手形取引上の交換停止処分を受けたとき
   (6) その他支払能力に支障が生じたと認められる客観的事態が生じたとき
   (7)当社に対して虚偽の事実を告げたとき、または相手方に通知した事実が虚偽であると合理的に判断されるとき
   (8) レンタル料金の支払いを滞納し、その滞納額が一定額を超過したとき
   (9) 本製品または付属品の毀損、滅失、紛失または盗難その他の理由により本サービスの提供が困難であると当社が判断したとき
2. 前項により本契約が解除された場合、契約者が解除された本契約において有する債務は期限の利益を失うものとし、直ちに全ての債務を当社に弁済するものとします。
3. 前二項の規定は、当社から契約者に対する損害賠償請求を妨げないものとします。
4. 引渡完了からその返還までに、本製品が損傷したとき、または本製品を使用および収益することができない期間(本製品の保守、点検、整備、修繕等に要する期間を含みますがこれらに限られません。)が生じたときであっても、契約者は、その原因のいかんを問わず、レンタル料金の支払を拒むことができません。また、この場合において、契約者がこの契約に基づく契約者の目的を達成することができないときであっても、契約者はこの契約を解除することはできません(本製品および付属品の返却)
5. 本契約が終了した場合、契約者は、契約終了日が属する月の土日を除く最終営業日から 4 週間以内に本製品および付属品等の返却物一式(以下、総じて「返却物」といいます。)を当社指定場所へ返却するものとします。

第 31 条 (秘密保持)

1. 当社および契約者は、本契約において秘密である旨を明示して開示された相手方の情報(以下、「秘密情報」といいます。)を漏洩し、または相手方の事前の書面による承諾を得ないで、本契約の履行目的以外に利用し、秘密情報を第三者に開示してはならないものとします。ただし、次の各号の一に該当する場合および契約履行の目的で委託先（第 27 条（第三者への委託）に定義します。）に開示する場合はこの限りではないものとします。
   (1) 開示者の開示時に既に公知であった情報
   (2) 開示者の開示時に既に受領者が保有していた情報
   (3) 開示者の開示後、受領者の責めによらず公知となった情報
   (4) 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
   (5) 開示者から開示された情報によらず受領者が独自に開発した情報
2. 当社および契約者は、秘密情報について、法律、規則、政府または裁判所の命令等によって、官公庁または裁判所

から開示が義務付けられた場合、その目的達成のために必要最小限の範囲において、秘密情報を行政庁または裁判所に対して開示することができます。ただし、この場合、法律上許容される範囲で、事前または開示後速やかに相手方にその旨を報告するものとします。

3. 本条の規定は、本契約の終了後も 3 年間は有効に存続するものとします。

第 32 条（個人情報等の利用）

1. 当社は、契約者にかかる個人情報(担当者氏名、住所、電話番号および契約者識別符号等の法人情報を含む情報をいいます。以下同じとします。)を次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用するものとします。
   (1) 契約者からの本製品に関する問合せ対応および保守サービスの提供
   (2) 代金、有償保守等の計算、与信審査および請求に係る業務
   (3) 本製品利用状況の管理および管理サービスの提供
   (4) 本製品および本ソフトウェアにかかる各種案内（新製品およびイベント等の案内を含むものとします）
   (5) 市場調査およびその分析
   (6) 当社または当社が扱う他社の商品、サービス並びにキャンペーンの案内等
   (7) 情報通信業界の発展および契約者へのサービス向上への寄与のための情報提供を行う通知
   (8) 本製品の保守サポートまたは故障対応等の取扱い業務
   (9) 法令の定めまたは行政当局の通達・指導等に基づく対応
2. 契約者は、本条第 1 項に定めるところにより、当社が個人情報を利用することに同意するものとします。
3. 当社は、本条第 1 項に定める目的の範囲内において、契約者にかかる情報を開発者または一次販売代理店と共同で利用できるものとします。その場合、 当該情報にかかる管理責任者は、当社とします。
4. 当社は、本サービスの提供期間終了後も、保守サポートのため、契約者および契約者に係る個人情報を保管するものとします。
5. 当社における個人情報の取り扱いについては、前各項に定めるほか、以下の URL に定めるものとします。
   https://www.usen-almex.jp/privacy/privacy.html

第 33 条（反社会的勢力の排除）

1. 当社および契約者は、自己の代表者、役員もしくは実質的に経営を支配する者または本契約を代理もしくは媒介する者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
2. 当社および契約者は、自らまたは第三者をして次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。
   (1) 相手方または第三者に対する暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 9 条各号に定める暴力的要求行為
   (2) 相手方または第三者に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
   (3) 相手方または第三者に対する、脅迫的な言動または暴力を用いる行為
   (4) 偽計または威力を用いて相手方もしくは第三者の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
3. 当社および契約者は、前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならないものとします。
4. 本条第 1 項または本条第 2 項の規定に違反している事実が判明した場合、何らの催告なしに、当社と契約者間で締結されたすべての契約を解除し、かつ、相手方に対して反社会的勢力の排除のために必要な措置を講ずるよう請求することができるものとします。
5. 前項の規定により、当社と契約者間で締結された契約を解除した場合または反社会的勢力の排除のために必要な措置を講ずるよう請求された場合、解除された当事者は、当該解除または措置に関し生じた損害および費用の一切の請求をしないものとします。
6. 当社と契約者間で締結された契約を解除したことにより解除した当事者が損害を被った場合には、相手方に対してその損害の賠償を請求することができるものとします。

第 34 条（残存条項）

本契約の終了後も、第 12 条（禁止事項）、第 26 条（損害賠償）、第 30 条（契約解除）第 2 項および第 3 項、第 31 条（秘密保持）、第 33 条（反社会的勢力の排除）、本条および第 35 条（紛争処理）の各規定は、有効に存続するものとします。

第 35 条（紛争処理）

本契約の準拠法は日本法とし、紛争が生じた場合は、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

附則

2025 年 5 月 1 日制定

別紙：
本製品の一次販売代理店および付属品、消耗品一覧

① SERVI PLUS
開発者：Bear Robotics　一次販売代理店：株式会社ＵＳＥＮ－ＡＬＭＥＸ

送付品	分類	数量
機体本体	本製品	1 個
専用充電器	付属品	1 個
予備の目隠しキャップ	付属品	2 個
上段トレイマット	付属品	1 個
中段トレイマット	付属品	2 個
下段トレイマット	付属品	1 個
梱包箱	付属品	1 個

② Phantas
開発者：Gausium Robotics　一次代理店：天時情報システム

送付品	分類	数量
機体本体	本製品	1 個
専用充電ドック	付属品	1 個
充電ケーブル	付属品	1 個
純水タンク	付属品	1 個
汚水タンク	付属品	1 個
ダストボックス	付属品	1 個
梱包箱	付属品	1 個
サイド回転ブラシ	消耗品	1 個
フロントローラーブラシ	消耗品	1 個
リアローラーブラシ	消耗品	1 個
リアローラークロス	消耗品	1 個
前方・後方ラバ＝	消耗品	各 1 個
Dust バッグ	消耗品	1 個

交換ユニット	消耗品	1 個

③　Phantas　消耗品パック-通常清掃用（年 1 回補填）
開発者：Gausium Robotics　一次代理店：天時情報システム

送付品	分類	初回数量	2 回目以降	交換時期の目安	配送時期
サイド回転ブラシ	消耗品	3 個	3 個	3 ヶ月	12 ケ月毎
フロントローラーブラシ	消耗品	3 個	3 個	3 ヶ月	12 ケ月毎
リアローラーブラシ	消耗品	3 個	3 個	3 ヶ月	12 ケ月毎
Dust バック	消耗品	2 個	2 個	6 ヶ月	12 ケ月毎

④　Phantas　消耗品パック-水拭き清掃用（年 1 回補填）
開発者：Gausium Robotics　一次代理店：天時情報システム

送付品	分類	初回数量	2 回目以降	交換時期の目安	配送時期
サイド回転ブラシ	消耗品	3 個	3 個	3 ヶ月	12 ケ月毎
フロントローラーブラシ	消耗品	3 個	3 個	3 ヶ月	12 ケ月毎
リアローラーブラシ	消耗品	3 個	3 個	3 ヶ月	12 ケ月毎
Dust バック	消耗品	2 個	2 個	6 ヶ月	12 ケ月毎
交換ユニット	消耗品	1 個	1 個	12 ヶ月	12 ケ月毎
前方ラバー	消耗品	2 個	2 個	6 ヶ月	12 ケ月毎
後方ラバー	消耗品	2 個	2 個	6 ヶ月	12 ケ月毎

⑤　KLEENBOT C30
開発者：KEENON Robotics　一次販売代理店：株式会社ＵＳＥＮ－ＡＬＭＥＸ

送付品	分類	数量
機体本体	本製品	1 個
充電パイル	付属品	1 個
モップボード	付属品	1 個
ダストパック	消耗品	２０個

ローラーブラシ	消耗品	２個
ローラーブラシブレイド	消耗品	３個
サイドブラシ	消耗品	４個
HEPA フィルター	消耗品	１個
モップ	消耗品	２個
梱包箱	付属品	１個

⑥　KLEENBOT C30　消耗品
開発者：KEENON Robotics　一次販売代理店：株式会社ＵＳＥＮ－ＡＬＭＥＸ

送付品	分類	初回数量	２回目以降	交換時期の目安	配送時期
ダストパック	消耗品	２０個	２０個	0.5 ヶ月	６ケ月毎
ローラーブラシ	消耗品	２個	２個	３ヶ月	６ケ月毎
ローラーブラシブレイド	消耗品	３個	３個	２ヶ月	６ケ月毎
サイドブラシ	消耗品	４個	４個	３ケ月	６ケ月毎
HEPA フィルター	消耗品	１個	１個	６ヶ月	６ケ月毎
モップ	消耗品	２個	２個	３ヶ月	６ケ月毎